

別冊広報ずし2021年2月15日号 発行/逗子市企画課
〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 TEL 046-873-1111 FAX 046-873-4520

徹底した外出自粛を

人口57,000人あたりの感染者数 逗子市 128人 > 県 121人

逗子市の1月の感染者数は128人。神奈川県の人口を逗子市と同規模と仮定した場合に、市の新規感染者数は県を上回る数値でした。1月に1日あたり4.12人（ステージⅣ相当）だった新規感染者数は、2月に入り1.42人（ステージⅠ～Ⅱ相当）となり減少傾向ですが、医療体制はひっ迫したままです。生活に必要な場合を除き、引き続き徹底した外出自粛をお願いします。 〇防災安全課

ワクチン接種の 準備を進めています



4月1日以降、順次接種できるよう準備を進めています。詳細は決定次第、広報ずしや市ホームページなどでお知らせします。 〇国保健康課

接種順位

1. 医療従事者等 *県が実施主体。
 2. 高齢者（65歳以上の人）
 3. 高齢者以外で基礎疾患を有する人や高齢者施設等で働いている人
 4. 1～3以外の人
- *妊婦を優先するか、子どもが接種の対象となるかは安全性や有効性をみながら国が決定する予定です。

接種券の発送

高齢者については、3月中旬以降にワクチン接種に必要な接種券を発送する予定です。その後、その他の対象者に順次発送します。

予約方法

原則予約制。電話やインターネット予約を予定。詳細は接種券と同封のチラシを確認してください。

場所 市民交流センター

*その他の接種会場や医療機関などは未定。

市・県民税の申告、確定申告 申告期限の延長

申告会場の混雑を避けるため、市民税・県民税の申告、確定申告の申告期限が4月15日(木)までになりました。感染拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

市役所申告会場での申告・相談(事前予約制)

時～3月15日(月)

場市役所1階市民ホール

予約専用電話

TEL 046-872-8168 (3月12日(金)まで、(土)(日)祝を除く。)

9:00～16:00

*つながらない場合は、時間をおいてかけ直してください。

〇課税課

ご注意ください！

逗子市役所は、緊急事態宣言の対象期間中、
12:00～13:00の業務を休止しています
(電話での問い合わせも休止)。

緊急事態宣言の対象期間中は原則休館 公共施設の運営状況

休館する施設

- ◆市民交流センター
- ◆文化プラザホール 受付のみ9:00～18:00(第1・3(火)を除く)。チケット等販売済みのものに限り開催。
- ◆逗子アリーナ 受付のみ9:00～17:00(月を除く)。
- ◆小坪コミセン・沼間コミセン
- ◆図書館小坪分室・沼間分室 図書宅配サービス(有料)は継続していますのでご利用ください。
- ◆高齢者センター 福祉バスも全面運休。
- ◆福祉会館 社会福祉協議会の業務(相談等)は通常通り実施。
- ◆学校施設開放(教室)
- ◆学校体育施設開放(運動場・体育館)
- ◆第一運動公園有料運動施設
- ◆池子の森自然公園有料運動施設
- ◆池子遺跡群資料館
- ◆地域活動センター

*市内の公園は全て開園しています。

条件付きで開館する施設

- ◆図書館 館内の滞在時間、閲覧席の利用時間、席数制限あり。平日9:00～19:00、(土)日祝9:00～17:00、(火)休館
図書宅配サービス(有料)は継続していますのでご利用ください。
- ◆体験学習施設 学習室・アトリエのみ利用可。利用人数の制限あり。平日9:00～19:00、(土)日祝9:00～17:00、(火)休館
- ◆ふれあいスクール 放課後～17:00開館
- ◆ほっとスペース 予約制で実施中。
- ◆子育て支援センター 予約制で実施中。利用時間・利用人数制限あり。
- ◆未病センターずし市役所 平日9:00～12:00、13:00～16:00(30分ごとの予約制)。

市民交流センターは3月22日～9月30日は新型コロナウイルスワクチン接種会場となるため、会議室等の施設の一部が使用できません。

日常生活の維持が困難な人 社会福祉協議会へ相談を

▷生活資金の貸付

①緊急小口資金(特例)

☑休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
貸付額 10万円以内(条件を満たせば20万円以内)

②総合支援資金(生活支援費)(特例)

☑収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
貸付額 世帯人数2人以上月額20万円以内、単身月額15万円以内

▷仕事・住居の相談

一定期間家賃を補助(全額または一部)します。また、安定した求職活動が行えるように支援します。

☑離職・廃業から2年以内の人、休業などにより収入が減少し離職と同程度の状況にある人、住居を失った、またはその恐れがある人

共通 ☎社会福祉協議会 ☎046-876-6222

中小企業者・個人事業者 困った時はまず相談を

①中小企業者等家賃支援金(市の給付制度)

☑市内で店舗等を賃借し、県の営業時間短縮の要請に協力した、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾)の交付要件を満たす中小企業者、または市内在住の個人事業者

支給額 13万円、6万5千円または3万3千円

申請期限 2月26日(必着)

②経営全般に関する相談

中小企業診断士や経営指導員による経営相談全般を受け付けています。

③県や市の給付制度に関する相談

中小企業者等家賃支援金(市の給付制度)や県の協力金などに関する相談を受け付けています。

☎①③経済観光課①②逗子市商工会 ☎046-873-2774 *県協力金(第5弾)については、コールセンター ☎0570-055-200へ。

その他詳細は、市ホームページで確認してください。